

全国



第 2295 号

ぜんこくしぎかいじゅんぱう

市議会旬報

令和7年
(2025年) 3月25日毎月3回5の日に発行
発行 全国市議会議長会〒102-0093
東京都千代田区平河町2-4-2
代表 TEL 03 (3262) 5234
旬報 TEL 03 (3262) 5237
発行人 宮地 毅
https://www.si-gichokai.jp

議長会HP

議員個人による請負の状況の報告・公表に関する調査

289市区が根拠規定を整備

― 28市30人が請負 ―

本会は、「議員個人による請負の状況の報告・公表に関する調査」を行い、請負状況の報告・公表に関する条例等の制定状況や請負を行った議員の人数、請負の役務等についてとりまとめた（調査基準日は令和6年7月1日現在）。調査結果は、全市区議会へ3月19日付で送付。

令和4年12月、地方自治法改正により、地方議会議員個人による請負に関する規制の明確化及び緩和が図られた。

本会では、議員個人による請負の状況の透明性確保のための取組例として請負の状況の公表に関する条例（例）及び条例施行規程（例）を作成した。これを参考として令和6年7月末時点で242市区が条例を制定している。このほか、議会基本条例や政治倫理条例などに請負に関する規定を設けている市もある。

本会は、これらの条例等の制定状況、請負議員の人数や役務等について

請負の役務等

請負をした28市30人の議員について回答（自由記述）があった請負の対象となった主な役務、物件等の内容は下表の通りとなっている。

議員が請負をした役務の内容

種別	請負内容
物品販売	菓子販売、給食材料、文房具、画材、工作用品、学校用教材消耗品、備品等、印刷・紙の販売、押し花の展示、高原紅茶（敬老祝品）、花の種、花苗、鉢花、車両用マグネットシート、弁当販売
教育保育	公民館講師、小学校講座講師、産後支援アドバイザー業務委託、〇〇市産後ケア事業業務委託（訪問型・単胎児・自己負担あり）、〇〇市子どもの学習支援（「〇〇市子どもの学習支援に関する協定」による）
建設土木	マイクろバスプレヒーター交換修繕、〇〇保育所フェンス修繕工事、〇〇海浜公園プールフェンス補修、建具製作請負、木造住宅耐震診断業務、保育園ボイラー室扉交換工事、市営住宅の網戸張り替え、畳表替え修繕
事務委託	自然共生サイト区間内の草刈及び中・低木の剪定、支障木枝払い、ゴミ拾い・農村公園西側法面草刈、行政事務の受託（行政協力員）、行政嘱託員業務、行政事務委託、行政事務委託
地域活動	地域サロン等応援事業講師料、市観光ガイド（ミニ版）、体操講師、草刈り業務委託
福祉介護	乳児家庭訪問・産後ケア・ワクチン接種
その他	地代

※本表は、各議会に対する調査で回答があった「議員が請負をした請負内容で便宜的に分類したもの」

把握するため、調査を実施した。

請負状況の報告・公表
条例等の制定状況

請負状況の報告・公表に関する根拠規定を整備している市は28市、規定のない市は21市（73.7%）であった。

(表)議員の請負状況の報告・公表に関する条例等の制定状況

条例により規定を整備している	242 市区 (29.7%)
規程・要綱等により規定を整備している	44 市区 (5.4%)
議会運営委員会の決定・申し合わせにより規定を整備している	3 市 (0.4%)
根拠規定はないが、議員の請負状況の報告・公表を行っている	2 市 (0.2%)
根拠規定はなく、議員の請負状況の報告・公表を行っていない	524 市区 (64.3%)

※調査結果をもとに本会作成

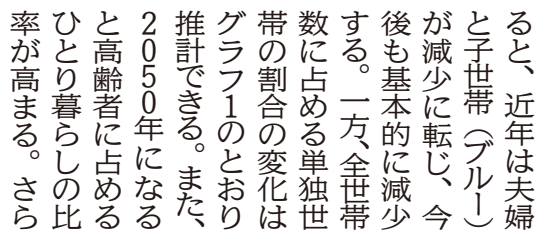
内訳や請負状況の報告・公表の有無については、

左表の通りとなっている（%の母数は815市区）。

請負議員の人数

請負状況の報告・公表を行っている289市区のうち、請負をした議員の人数については1人が26市（289市区の8.9%）、2人が2市（同0.7%）となっている。請負をした議員が議会に在籍している市は28市、請負をした議員は30人だった。

藤森克彦氏



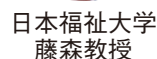
つ」の要因だろう。

しかし、総務省「国勢調査」時系列データ及び国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計」（2024）によ

社会的孤立の測定は、先行研究でおよそ4つの指標から測定されることが多い（左掲）。

高く、夫が正社員として働き、妻が専業主婦やパートとして家庭内の家事・育児・介護を担うという夫婦の役割分担があった。これが日本の家族依存型福祉国家を支えた一つの要因だろう。

しかし、総務省「国勢



にひとり暮らし高齢男性に占める未婚者の比率が6割、同高齢女性が3割になる。年齢階層別の单身世

帯数では、女性80歳以上が突出して増え、男性は60代以降で増えていく。

が進み「身寄りのない単身高齡者」が増える可能性がある。社会が成熟化していくと価値観、生き方も多様

化するため、いかに「支えあう社会」をつくるかがこれからのテーマになっていく。

孤立と孤独は社会学では定義が異なっており、「社会的孤立」は家族やコミュニティとほとんど接触がないという客観的な状態で測れるが、「孤独」は寂しいとか一人ぼっちという個人の内面であり、主観的な概念である。

社会的孤立について世帯類型別にみた場合、ひとり暮らしの高齢男性を中心に社会的孤立の割合が高い。

また、ひとり暮らしの60歳以上を対象に病気のときなどに日常生活に必要な作業を誰に頼るかということを4か国（日

依頼するのは苦手なところがあるのではないかと。高齡者のひとり暮らしの比率は海外の方が高いが、友人、近所というインフォーマルな関係性がひとり暮らしの高齡者の生活を支えている。

日本は家族だけではたいていインフォーマルな関係

高齡期の「日常生活支援」「身元保証」、「死後対応」への対応である。これまで、これらは主に同居する家族が対応してきた。しかし、身寄りのない高齡者は支援をする家族がいなかったため、これまで家族が提供してきた支援をいかに確保するか

れる」と回答した人が他国に比べて低く、「頼れる人なし」という回答が高くなっている。これは人に迷惑をかけてはいけないという価値観や道徳が日本では高い傾向にあるためと推測される。

電球の交換などの日常生活における作業は迷惑というほどのものではないと思われるが、日本では家族以外の人に気安く

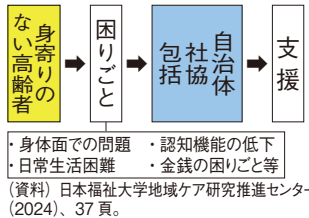
世帯類型別 社会的孤立の実態		(単位：%)		
	総数 平均	単身世帯		
		高齢 男性	非高齢 男性	高齢 女性
会 話 欠如型	2.2	14.8	8.3	5.4
頼れる人 欠如型	1.7	11.1	6.9	4.2
手助けする 相手欠如型	3.2	17.4	9.4	9.7

※講演資料をもとに本会作成

自己肯定感が低いことが統計的に示されており、例えば、「何をするのも面倒くさい」「自分は価値のない人間だ」と考える人の割合が、孤立している人の方が孤立していない人に比べてかなり高くなっている。

「身寄りのない人」とは、①家族や親類がいない人②家族や親類がいても連絡がつかない状況に

地域包括支援センター(包括)や自治体の支援のパターン
— 東海地方の地域包括支援センター等へのヒアリング調査 —



コーディネーターやケア等をする人
後見人
判断能力なし
判断能力あり
身元保証団体
ケアマネジャー
各種支援団体

居住・生活の場
病院
福祉施設
借家
在宅

ある人③家族や親類がいても支援が得られない人という3つのパターンが挙げられる。
東海地方の地域包括支援センター等へのヒアリング調査によると、身寄りのない単身高齢者に対する支援は▽身体面での問題▽認知機能の低下などの「困りごと」が生じた際に本人またはその周囲の人から連絡が入り、地域包括支援センターや社会福祉協議会、自治体が「困りごと」に対して支援をしながら、今後の

生活を考えていく(左上図)。その際ポイントとなるのは、①コーディネーターやケアとして家族が担っていた役割を担う人、②居住・生活の場となる病院や福祉施設への入居を考えることである。
判断能力を有していない場合には、成年後見制度を利用して後見人と居住・生活の場を考え、判断能力を有している場合は後見制度を利用できないため、病院や福祉施設への入居を希望してもなかなか受け入れてもらえない現状がある。病院や福祉施設等は、法的には身元保証人がいないというだけで拒否してはいけないうことになっていて、実態として断るところが少なくない。
そこで、東海地方では身元保証をビジネスとして担う身元保証団体が増えてきており、その団体を活用して病院の施設に入っている。また、居住・生活の場が在宅の場合、コーディネーターやケ

知多半島における取組 ライフエンディング支援事業

知多半島における取組として、身寄りのない単身高齢者を対象として、日本福祉大学と知多半島の行政や社協、NPO法人「知多地域権利擁護支援センター」などの共同プロジェクトとして「ライフエンディング支援事業」を行ってきた。成年後見の業務が軸だが、身寄りのない人の支援も権利擁護の一環として行っている。また、センターは、地域の課題に目を向けて、地域の高齢者へひとり暮らしになつた場合に必要などなどの研修や啓発活動に取り組んでいる。

ア等をする人にケアマネジャー、NPO法人など各種支援団体も含まれている場合もある。
判断能力がなければ成

身寄りのない高齢者

年見制度を利用し、生活保護を受給している人たちはケースワーカーが

つくが、問題は判断能力があつて生活保護の一手前の人たちであり、これらの層は生活の場の確保が困難となっている。

また、孤立問題は、高所得階層でもおこっており、金銭だけではカバーできないという問題も抱えている。

事業と一緒にしていることがポイントである。
身寄りのない人同士や身寄りのない人と地域住民がつながり、互助的な関係を持てる場を提供している。地域の行事の中で集まってもらいながら関係性を構築。孤立しているわけではないが、困っているわけではないが、いずれそうなるかもしれないという問題意識を感じている。

くらしあんしん

サポート事業
また、知多地域権利擁護

互助会の構築

地域のコミュニティや居場所づくりが重要との考えの下、互助会を構築。くらしあんしんサポート

iJAMP「市議会最前線」/ 青森県青森市



市議会が進める独自の取組を毎月紹介する時事通信社 iJAMP「市議会最前線」。3月は青森県青森市が取り組む「ICTを推進、一般質問を「見える化」」を紹介しています。本記事は、本会ウェブサイト「議会改革の取組」でご覧になれます。

☞トップページ>議会改革の取組>iJAMP市議会最前線

最近の意見書・決議の動向

(令和 6 年 11 月
～令和 7 年 1 月)

令和 6 年 11 月から令和 7 年 1 月に全国の市区議会でも可決された意見書・決議のうち、本会に報告のあった件数を集計した(左表)。今回の記事では、前回の集計から特に件数が増えた意見書 2 件についてその概要を紹介する(□本会 Web 意見書ボックス)。

刑事訴訟法の再審規定(再審法)の改正

現在の法制度において、冤罪被害者を救済するための制度に再審がある。しかし、冤罪被害者を救済する再審制度については刑事訴訟法に再審規定(再審法)があるものの、現行法には再審請求手続の審理の在り方が

ば規定されておらず、裁判所の広範な裁量に委ねられており、いわば「再審のルール」が存在しない状態となっている。また、冤罪被害者の救済には警察や検察庁といった捜査機関の手元にある証拠の存在とその利用が有効であり、これを開示させる仕組みが必要

であるが、現行法には再審における証拠開示についても明文規定が存在せず、証拠開示がなされる制度的保障がない状態となっている。さらに、再審開始決定がなされても検察官が不服申立てを行う事例が相次いでおり、冤罪被害の速やかな救済が妨げられ

件名	意見書	決議
○刑事訴訟法の再審規定(再審法)の改正	39	—
○「持続可能な学校の実現をめざす」実効性ある学校の働き方改革、長時間労働是正	29	—
○北朝鮮による日本人拉致問題の早期解決	20	—
○選択的夫婦別姓制度の法制化	20	—
○学校給食費の無償化	19	—
○訪問介護報酬引き下げ撤回	19	—
○「103 万円の壁」関連 ・地方財源への配慮	(13)	—
・撤廃・引き上げ等	(6)	—
○核兵器禁止条約第 3 回締約国会議へのオブザーバー参加	17	—
○厚生年金への地方議会議員の加入	16	—
○義務教育費国庫負担制度堅持	13	—
○北方領土問題の早期解決等	12	—
○安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善	12	—
【小計】	235	—
○その他	281	43
【総合計】	516	43

※件名は代表的なもので、同内容のものも含めている
※意見書・決議の件数が多い順に掲載

ている。

よって、冤罪被害者を一刻も早く救済するため、再審法の速やかな改正にあたって以下の政策を要

持続可能な学校の実現

昨今の学校現場では、教員希望者の減少や病気の増加などを原因とした深刻な教職員不足が起きており、子どもたちの豊かな学びと育ちに大きな支障を及ぼしている。

持続可能な学校の実現には、教職員の勤務環境の改善が喫緊かつ最大の課題であるが、公立学校の教職員の労働時間は、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(以下、給特法)により労働基準法が適用されておらず、勤務時間についても上限が守られない状態が放置されている。

「経済財政運営と改革の基本方針 2024(骨太方針 2024)」では、

望している。

①再審請求手続における証拠開示の制度化
②再審開始決定に対する検察官の不服申立ての

▽2026 年度までを集中改革期間とし、働き方

改革の更なる加速化、処遇改善、指導・運営体制の充実、育成支援を一体的に進める▽2026 年度通常国会に教職調整額の水準や各種手当の見直しなど給特法改正案を提出する一方針が定められた。

学校のためには「骨太方針 2024」の実現が必要であるが、長時間労働は正には不十分であり、教員の健康と福祉が守られていない状況の抜本的な是正策としての具体的な業務削減、教員の業務負担軽減につながる教職員定数改善などを策定・実施すべきである。

このため、持続可能な学校の実現と子どもたちのゆたかな学びの保障として、学校の長時間労働

禁止に係る規定の新設

③再審請求書受理後の速やかな実質審理の義務付け等の手続規定の整備

是正に資する以下の政策を要望している。

①部活動の地域移行の更なる推進および移行にかかる財政的措置や、学習指導要領の内容の精選など、教職員の負担軽減に資する具体的業務削減策

②教職員定数の改善
③自治体の取組推進に資する、人の配置・確保も含めた政策推進のための必要な財源確保等

④教員の命と健康が守られる法制度の整備
⑤勤務実態調査の引き続きの実施と結果に基づく必要な措置

お知らせ

旬報 4 月 5 日付第 2296 号は、4 月 15 日付 2296・8 号合併号として発行します。